

栗東市男女共同参画プラン第7版(仮) 策定に向けて

1. 策定の背景

プランの位置づけ(法的根拠)

- 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に定める市町村男女共同参画計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第 6 条第 2 項に定められた市町村推進計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)」第 2 条の 3 第 3 項に定める市町村基本計画
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第 8 条第 3 項に定める市町村基本計画

策定にあたっては、本市最上位計画である「第六次栗東市総合計画」をはじめ本市の関連する各種計画との整合を図ります。

なお、本計画は SDGs(持続可能な開発目標) 下記目標達成に向けて取り組みを進めるものとします。

2. 策定が必要な理由(現状、課題)

- (1) 子育て世代の転出超過が発生している(=子育て世代の地元定着が課題である)

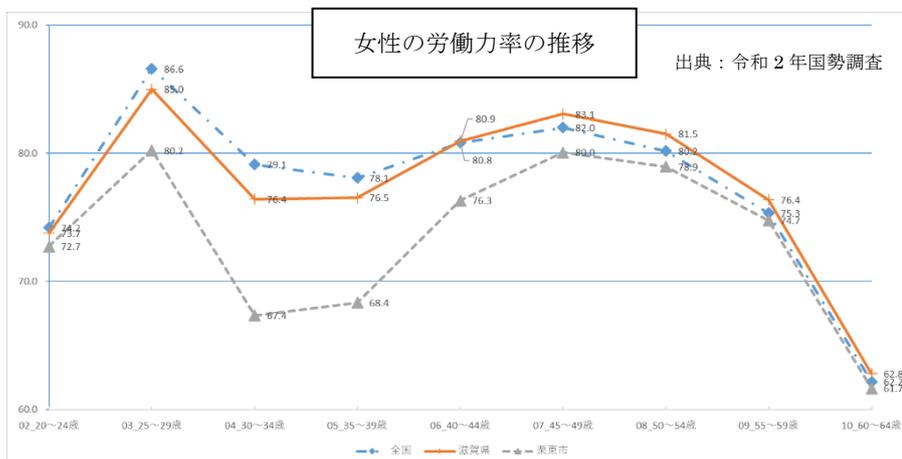
子育て世代の転出超過がすすむと、地域の担い手不足による地域コミュニティの希薄化、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足、地域経済の縮小、公共サービスの維持が難しくなるなどの影響が懸念されます(第 3 期栗東市総合戦略 p.19)。

子育て世代が住み続けたいと思うには、女性が働きやすい環境づくり、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりが必要です(総合戦略 p.38)。

- (2) 女性の労働力率(M 字カーブ)の窪みが深い

結婚や妊娠・出産の多い年代の女性の就業率が全国平均、滋賀県平均に比べ大きく落ち込んでいます。

すべての女性がライフステージに左右されず自分らしいキャリアを築けるための取組(女性の就労・起業支援、男性の育休取得促進、保育の充実など)が必要です。



(3) 固定的な性別役割分担意識が残っている

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識は徐々に解消傾向にあるものの、依然として全体の約 40%に意識が残っている傾向があります。

継続して性別役割分担意識の解消にむけた取組(啓発、男性の長時間労働解消にむけた企業への働きかけ など)をする必要があります。 (令和 6 年実施 市民アンケート結果より)

(4) DV 解消にむけた取組の継続が必要

本市での DV 相談対応件数は増加傾向にあります。

DV は人権を著しく侵害する行為であり、女性の自立阻害につながるおそれがあります。

DV 根絶への取組(啓発、相談体制の充実 など)は、男女が対等なパートナーとして社会で活躍することにもつながります。

性別や性の意識にかかわらず

すべての人が活躍・自己実現できる栗東＝住みやすい栗東づくりのため、

上記の課題解決に向けた取組みが必要です。

3. プラン策定に期待する効果

男女共同参画推進に関する各部局の具体的な施策が体系化・可視化され、男女共同参画の総合的、効果的な推進につながります。

4. プランの施策体系(案)

基本目標	現状と課題	取組の方向性
じぶん流の生き方ができる	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が残っている。 ● 女性の有業率・管理職の割合が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 10年後に男女共同参画の意識醸成が進むことを目指し、子どもを含む若い世代に対し男女共同参画に関する啓発・働きかけを重点化する。 ● 起業・創業等多様な働き方ができる社会づくりにむけ取組をしていく。
じぶんらしく活躍できる	<ul style="list-style-type: none"> ● 家事・育児の負担が主に女性に偏っている。 ● 女性の有業率・管理職の割合が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 男性の家事・育児等への参画 ● 子育て・介護支援の充実
誰もが安心・安全に暮らせる	<ul style="list-style-type: none"> ● DV相談件数は増加傾向にある。 ● 防災関連で男女共同参画の意識醸成が道半ばである。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 性別問わず、DVの根絶 ● 防災関連で男女共同参画の意識醸成を進めていく。
だれもが平等であると思える	<ul style="list-style-type: none"> ● 政治、経済分野で平等感が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)根絶に向けた啓発を強化する。

5. プラン策定の関係課

人権擁護課、人事課、危機管理課、障がい福祉課、長寿福祉課、幼児課、健康増進課
子育て支援課、農林課、商工観光労政課、学校教育課、生涯学習課、自治振興課